平成２２年（フ）第７０３号
北九州市小倉南区舞ケ丘５丁目10番16号
債務者　間柴　俊介
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７０４号
北九州市若松区大池町13番25号
債務者　新居　恵三
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７０５号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目12番３―202号
債務者　田口　敏夫
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７０６号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目12番３―202号
債務者　田口　清美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７０８号
北九州市小倉南区北方２丁目26番32―503号
債務者　平間太一郎
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７３７号
北九州市八幡西区友田３丁目３番21―406号
債務者　酒井　三保
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７３８号
北九州市小倉南区沼緑町４丁目26番１―301号
債務者　藤本　和己
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０６号
宮崎市大字郡司分丙9890番地２　ハイカムール小倉202号
債務者　森山　美樹（旧姓中岡）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４１号
宮崎市佐土原町上田島11224番地
債務者　宮田　好二
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４２号
宮崎市佐土原町上田島11224番地
債務者　宮田　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５８号
福島県郡山市安積町日出山字旧屋敷17番地の６　エムズコーポ201号
債務者　佐久間則夫
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
福島県郡山市水門町109番地の２
債務者　佐久間アサ子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
福島県郡山市静町２番13号
債務者　佐久間洋子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字東高山１番地236
債務者　吉澤　角栄
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１１６１号
北海道函館市小安町541番地４、申立時の住所愛知県清須市春日東出56番地　アミュニティリュウ103号
債務者　鍛治　　透
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３５号
神戸市兵庫区荒田町１丁目11番10号湊川ヤングハイツ202、従前の住所神戸市兵庫区東出町２丁目５番18号的場ハイツ101
債務者　岡本　静香
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３号
山口県岩国市保津町２丁目４番67号
債務者　木本美和子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
山口地方裁判所岩国支部